

藤井寺市総合計画審議会の進め方について

1. 藤井寺市総合計画審議会とその役割について

■藤井寺市総合計画審議会とは…

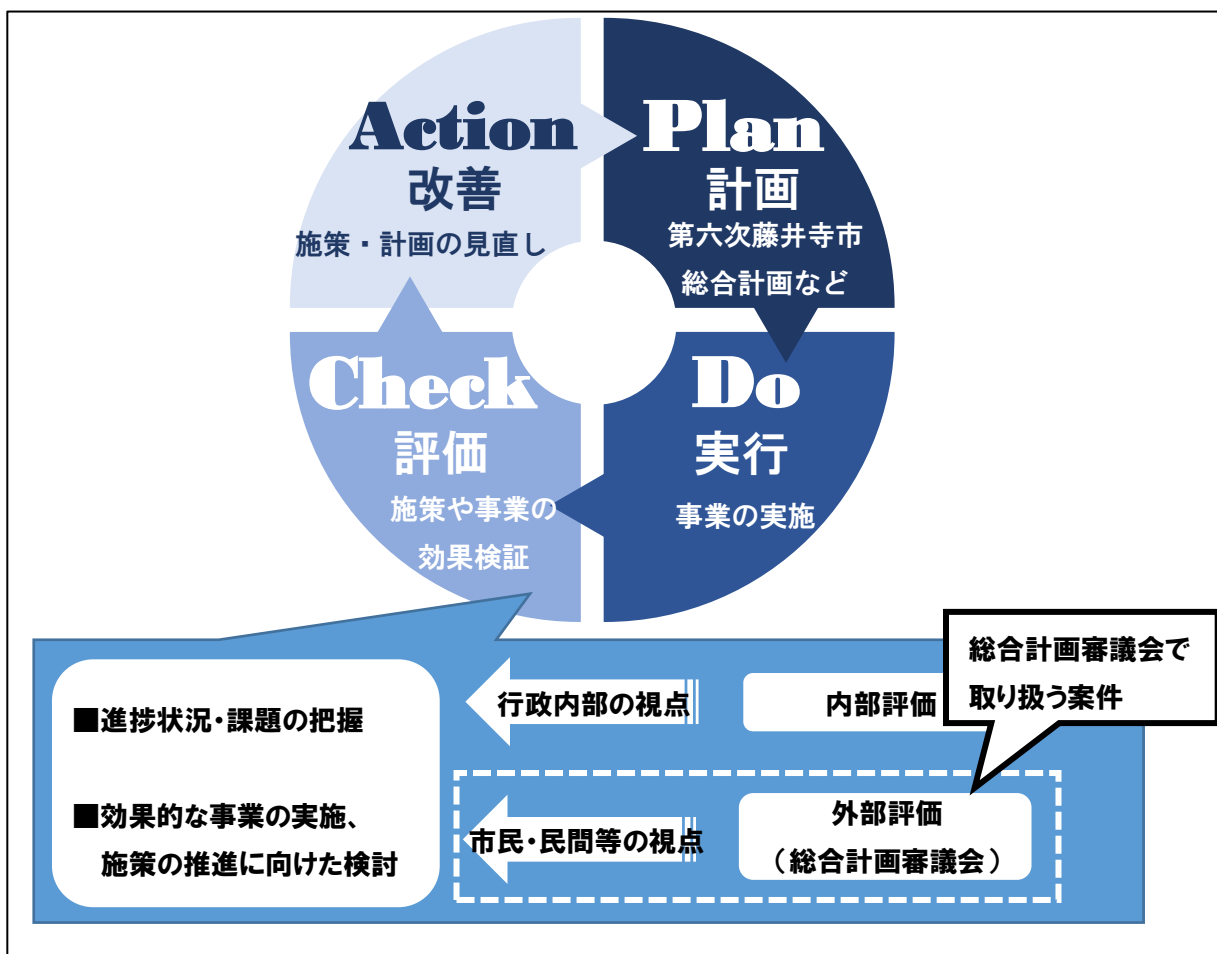
藤井寺市総合計画審議会（以下、本審議会という。）は、藤井寺市総合計画策定条例に基づき、学識経験者、各種団体代表等及び公募による市民の委員で構成され、市長の諮問に応じ、必要な事項の調査・審議・評価を行います。

■本審議会で扱う主な案件について…

藤井寺市では、「第六次藤井寺市総合計画（計画期間：令和 6 年度～令和 13 年度）」（以下、総合計画という。）を策定しています。総合計画を推進するため、毎年度 PDCA サイクルを用いて進捗状況を確認し、今後の施策への反映や計画の見直しを行う必要があります。

進捗状況の確認は、庁内組織による内部評価だけでなく、市民・民間等による客観的な視点による外部評価を行うため、本審議会を開催し、評価内容を次年度の施策推進に反映していただくためのご意見を頂戴します。その際、計画の見直しが必要となる場合は、計画修正案を本審議会へ諮り、承認を得た上で総合計画の見直しを行います。

また、総合計画の評価に加え、地域再生計画や企業版ふるさと納税の効果検証についても、本審議会において適宜評価・見直しを行います。



2. 地域再生計画とその効果検証等について

■地域再生計画とは…

地域再生計画とは、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、地域が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、雇用機会の創出など地域の活力の再生を推進させるために、地方公共団体が作成する計画です。地域再生計画は、地方版総合戦略※の内容を転記することが可能であり、内閣総理大臣の認定を受けることにより、国からの財政・金融等の支援措置の活用が可能です。

※地方版総合戦略とは…

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、人口減少克服や地方創生を目的に、国総合戦略を勘案して策定する計画のこと。

■企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは…

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは、地域再生計画に位置付けられた事業に対し企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除される仕組みのことです。この制度を活用するためには、地域再生計画の策定と認定が必要です。また、企業より寄附があった場合は、受け入れによる効果検証を行う必要があります。



■藤井寺市における企業版ふるさと納税に係る地域再生計画及びその効果検証について

藤井寺市では、企業版ふるさと納税を利用するために、これまで、地域再生計画として「藤井寺市まち・ひと・しごと創生推進計画（計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度）」、「第 2 期藤井寺市まち・ひと・しごと創生推進計画（計画期間：令和 6 年度）」を策定し、認定を受けています。

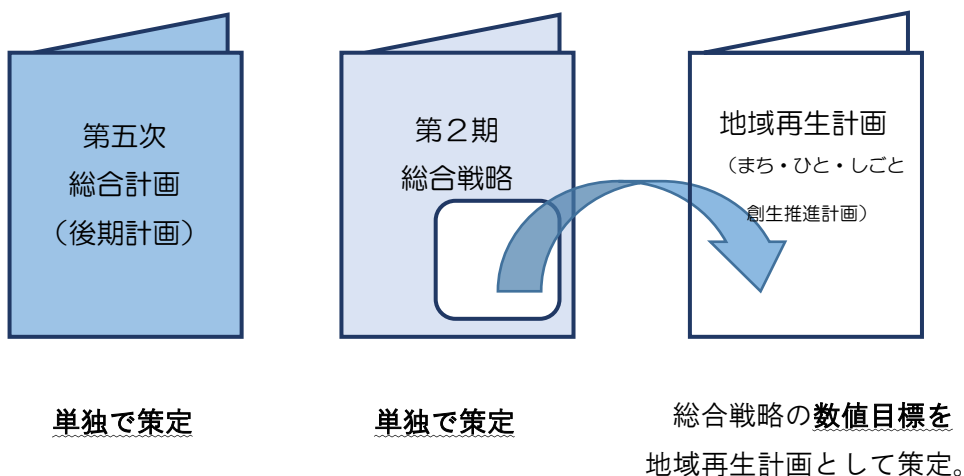
本市の地域再生計画は、「藤井寺市総合戦略」に基づき作成していますが、令和 6 年度より「藤井寺市総合戦略」は総合計画と統合して策定しているため、総合計画に記載のある施策や事業に対し、企業版ふるさと納税を活用することが可能となっています。

また、地域再生計画及び企業版ふるさと納税の効果検証方法については、総合計画＝地域再生計画として策定しているため、総合計画の効果検証と同時に企業版ふるさと納税の効果検証も行ふこととします。

ただし、今回効果検証を行うのは、令和 5 年度についての効果検証のため、「藤井寺市まち・ひと・しごと創生推進計画」に基づき寄附を受け入れた事業について、効果検証を行います。

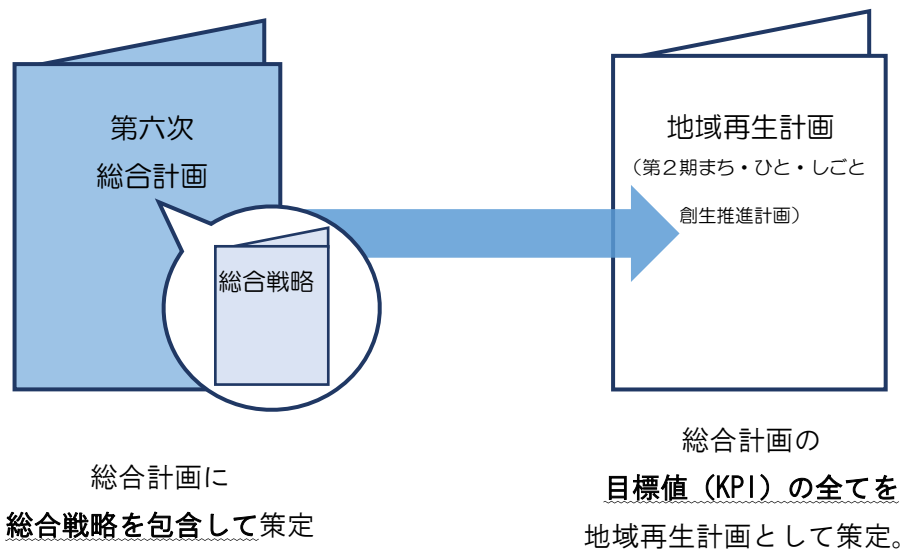
総合計画・総合戦略・地域再生計計画の関係

令和5年度まで



計画期間満了に伴う、計画の改訂

令和6年度から



参考 企業版ふるさと納税の受入実績

令和3年度 500,000 円（寄附企業数…1 社）

令和4年度 なし

令和5年度 6,300,000 円（人材派遣型）（寄附企業数…1 社）